

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表1のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が14機関、3年としている機関が4機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が20機関、その他1機関となっている。

（表1）

表1 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
5年	宮内庁*					←→				
	公正取引委員会					←→				
	金融庁*					←→				
	消費者庁*					←→				
	総務省					←→				
	法務省*					←→				
	外務省					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					(実施計画の期間) 26. 4. 22~27. 3. 31 ←→				
	国土交通省*					←→				
	環境省					←→				
	防衛省					←→				
3年	内閣府*					←→				
	国家公安委員会・警察庁*					←→				
	公害等調整委員会*					←→				
	経済産業省					←→				
その他	特定個人情報保護委員会*					(基本計画の期間) 26. 1. 1~30. 3. 31 ←→				
	復興庁					(基本計画の期間) 24. 2. 10~28. 3. 31 ←→				
	原子力規制委員会					(基本計画の期間) 24. 9. 19~29. 3. 31 ←→				

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 3 特定個人情報保護委員会は、平成 26 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 26 年 4 月 22 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

- 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 2 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 11 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 2)

表2 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める。）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
特定個人情報保護委員会	—	—
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの	事業評価方式
外務省	実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める。）	総合評価方式*

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める。）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税及び法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式*
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 	事業評価方式
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める。）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	—
防衛省	—	事業評価方式

- (注) 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。
- 2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表3のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、19機関が実績評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、3機関が対象政策を記載している。

（表3）

表3 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)			未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型の政策評価 (〔 〕 は件数))	総合評価方式	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	
内閣府*	—	23 政策 (68 施策 [68])	19 施策	—	—	—
宮内庁*	1 政策 (直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等)	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	1 施策 [1]	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁*	1 政策、1 規制	7 基本目標 (18 業績目標) [18]	1 行政課題	—	—	—
特定個人情報保護委員会*	—	3 政策 [3]	—	—	—	—
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成 26 年度に効果が発現する予定の事業 ・成果重視事業については、平成 26 年度中の効果発現予定の有無に関わらず事後評価を実施 ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) に係る政策等	20 施策 [20]	—	—	—	—
消費者庁*	—	11 施策 [11]	—	—	—	—
復興庁	—	1 施策 [1]	—	—	—	—
総務省	・法第 9 条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) のうち法人税等に係るもの	6 政策 [6]	—	—	—	—
公害等調整委員会*	—	2 政策 (3 目標 [3])	—	—	—	—
法務省*	2 施策 (法務に関する調査研究)	17 施策 [17]	1 施策	—	—	—
外務省	—	4 基本目標 (10 施策) [10]	—	—	政府開発援助 9 案件 (総合評価方式)	—
財務省*	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標 [31]	—	—	—	—

文部科学省		13の政策目標に係る19の 施策目標[19]	実績評価等で明らかにな った個別の政策課題(必要 に応じて実施)	—	—	実施計画に定める もののほか、必要 な事項 ・ 施策目標のうち総 合評価を実施するこ ととされているもの ・ 指標のモニタリング結 果等により評価の必要 が注じた政策 ・ 総合科学技術会議にお いて対象とすることと された研究開発(事業評 価方式)等
厚生労働省	7 事業(事前評価の実施後、一 定期間が経過した事業) 1 成果重視事業	14 施策目標[14]	—	—	公共事業(水道施設 整備事業評価実施 要領で規定) (事業評価方式)	
農林水産省	35 公共事業(期中) 58 公共事業(完了後) 2 研究開発課題(終了時)	16 政策分野[16]	1 政策分野	—	6 公共事業 (事業評価方式)	—
経済産業省	—	27 政策[27]	—	—	—	—
国土交通省*	417 公共事業(期中) 71 公共事業(完了後) 1 研究開発課題(期中) 55 研究開発課題(終了時)	13の政策目標に係る44施 策目標[44]	4 テーマ	—	—	—
環境省	—	5 施策に含まれる22 目標 [22]	—	—	—	租税特別措置等に係 る政策について、期 限の定めのない措置 や10年以上にわた って存続している措 置から計画的に対象 とする
原子力規制委員会	—	3 施策目標[3]	—	—	—	—
防衛省	—	—	—	—	—	—
計	10 機関	19 機関	6 機関	0 機関	3 機関	3 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目
指すものである。

3 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表4のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,432件である（平成25年度2,559件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図1のとおり、事前評価が867件、事後評価が1,565件となっている。
 - ・ 事前評価については、図2のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く348件、次いで研究開発課題を対象としたものが155件、租税特別措置等を対象としたものが138件の順となっている。なお、事前評価867件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは813件である。
 - ・ 事後評価については、図3のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く678件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが560件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図3のとおり、296件となっている。

（表4、図1、図2、図3）

表4 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価			事後評価				事後評価		小計	合計	
	公共事業 (官庁営 繕事業等 を含む) 対象(事業 評価方式)	研究開 発課題 を対象 (事業 評価方式)	租税特 別措置 等を対 象(事業 評価方式)	規制を 対象(事 業評価 方式)	実施中の政策(未着手・未了除く)			未着手・未了 公共事業 (官庁営 繕事業等 を含む) を対象 (事業評 価方式)	完了後・終了時 公共事業 を対象 (事業評 価方式)			
					目標管理 型政策 評価(業績 評価方式)	一般分野の政策を対象						租税特 別措置 等を対 象(事業 評価方式)
						左記以外	左記以外					
内閣府	0	0	14	4	0	78	0	0	0	0	78	96
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
国家公安委員会・警察庁	0	0	2	14	0	18	0	1	0	0	21	37
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	8	6	0	20	0	1	0	0	21	35
消費者庁	0	0	0	1	0	10	0	0	0	0	10	11
復興庁	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	2
総務省	0	5	8	6	0	6	0	0	0	3	11	30
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
法務省	0	0	0	4	0	17	1	0	0	0	22	31
外務省	0	0	0	0	63	10	0	0	8	0	18	81
財務省	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	31	31
文部科学省	0	5	4	2	0	19	0	0	0	0	19	30
厚生労働省	29	51	19	29	0	14	0	6	8	4	501	629
農林水産省	145	4	14	1	0	16	0	1	0	3	200	364
経済産業省	174	65	35	19	0	27	0	0	3	0	30	93
国土交通省	0	0	22	18	0	0	0	4	0	54	571	899
環境省	0	0	6	5	0	22	0	0	0	0	24	35
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
防衛省	0	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	21
計	348	155	138	109	63	296	1	12	10	552	1,565	2,432
			813			23	1	7		678		
						327						

(注) 1 「事前評価」欄の「公共事業を対象」、「研究開発課題を対象」、「租税特別措置等を対象」及び「規制を対象」の各欄には、法第9条の規定により事前評価の実施が義務付けられているものほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表6で同じ。
 2 「事前評価」欄の「規制を対象」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。以下の表6で同じ。
 3 「事後評価」欄の「未着手・未了」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているものほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。以下の表7で同じ。
 4 「一般分野の政策」とは、特定5分野の政策を除く政策をいう。以下の表6及び表7で同じ。
 5 目標管理型の政策評価については、前記1～3「政策評価の方式等」(7ページ)参照。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

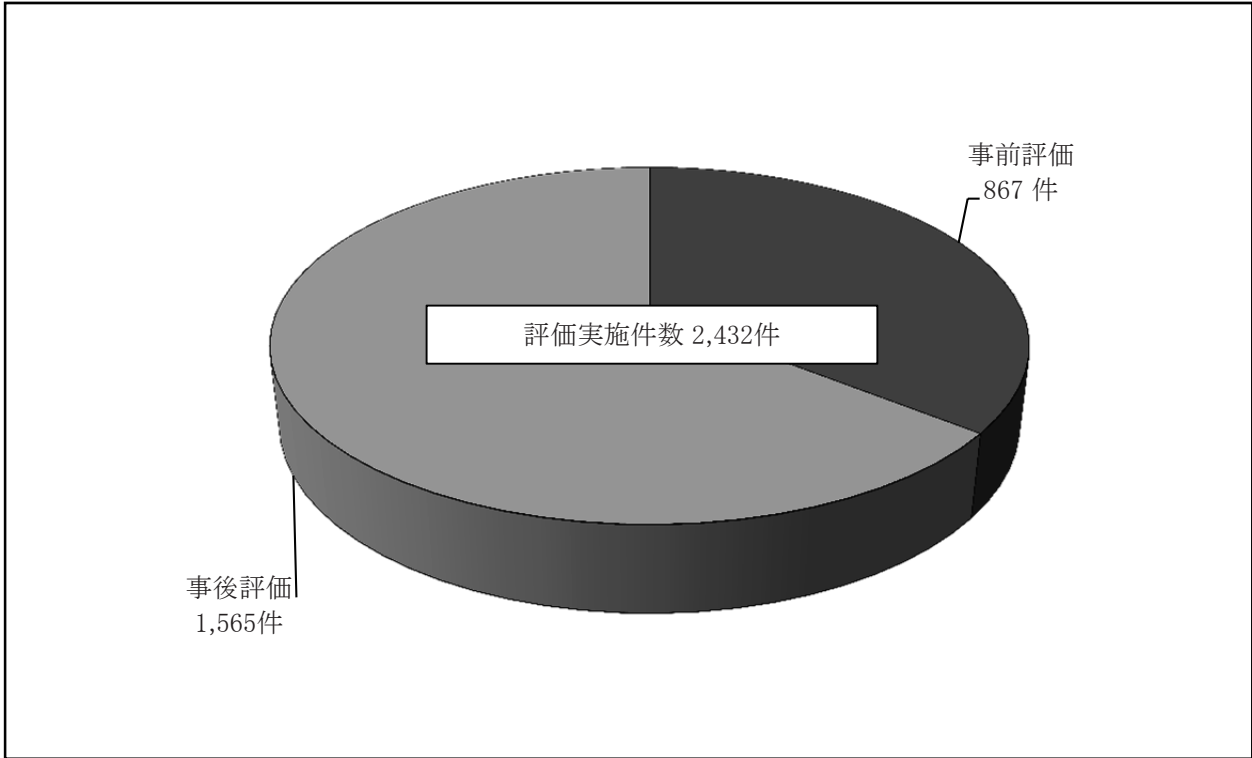


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

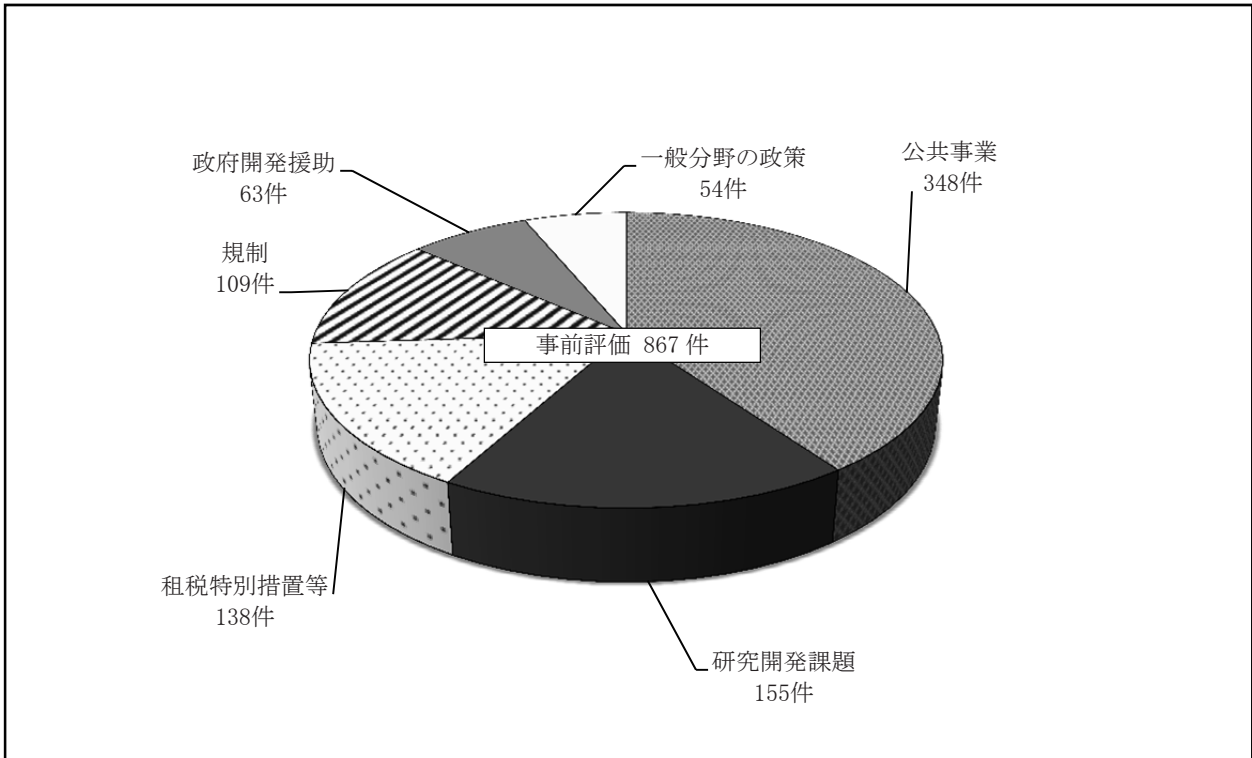
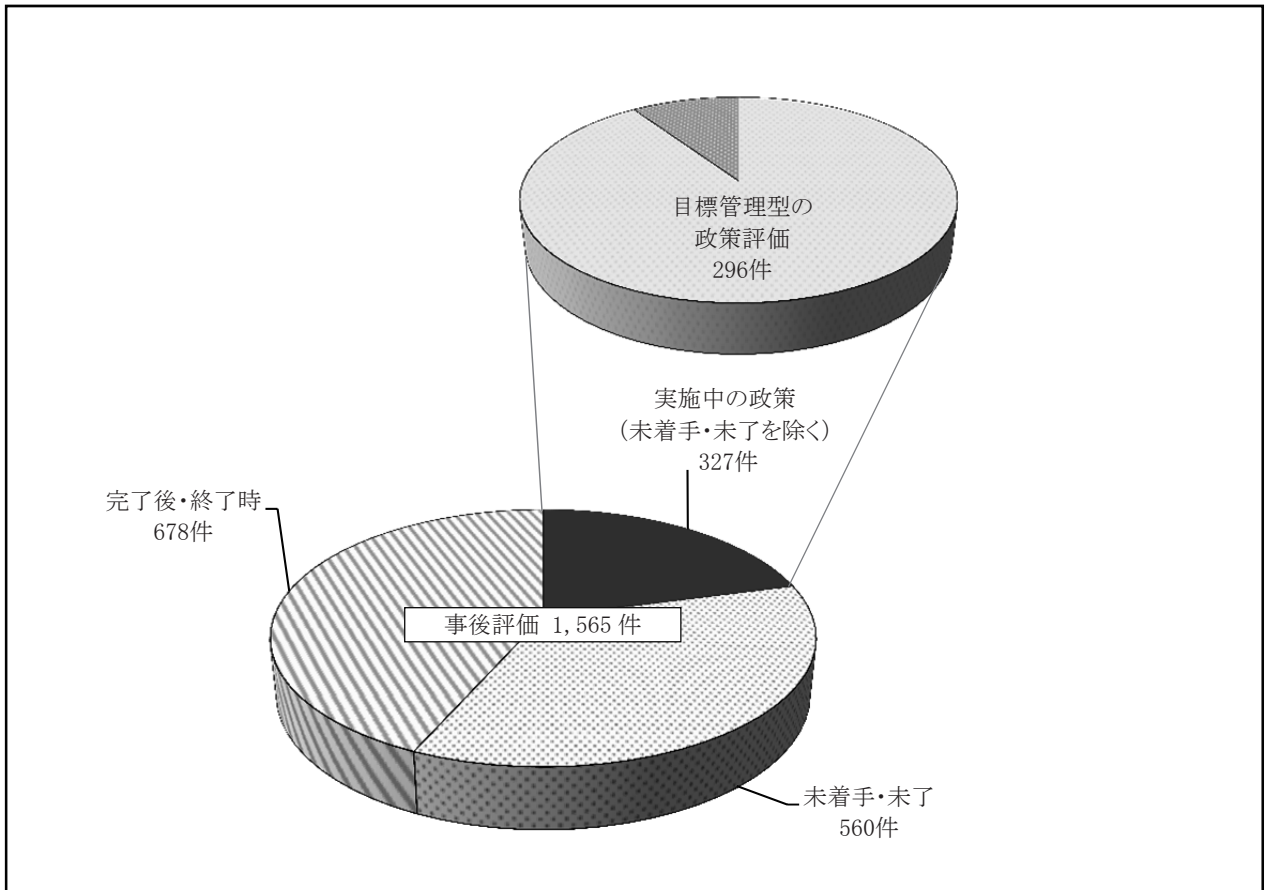


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図4及び表5のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に多くの評価書を公表している。
- ・ このほか、平成26年9月の件数が多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（430件）を実施、公表したことによるもので、また、27年2月～3月の件数が多い要因は、国土交通省が27年度予算に向けた評価として直轄事業等を対象に再評価等を実施した評価（508件）を公表したことによる。
- ・ 平成27年4月の件数は、27年度予算の成立が27年4月9日となったことから、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択等に係る評価書が公表されたことによる。

（図4、表5）

図4 評価書の公表時期

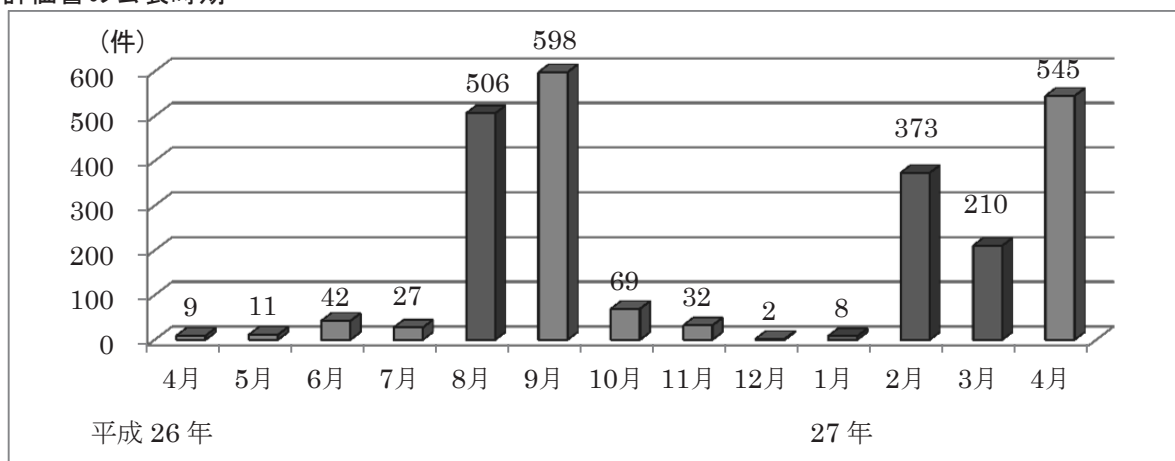


表5 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成26年										27年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
内閣府	96	0	0	0	0	78	14	2	0	0	0	1	1	—	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
公正取引委員会	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	—	
国家公安委員会・ 警察庁	37	0	0	0	18	2	0	9	0	0	0	0	8	—	
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
金融庁	35	0	1	1	2	29	0	0	0	0	0	1	1	—	
消費者庁	11	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	—	
復興庁	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	—	
総務省	30	0	0	0	1	24	0	1	0	0	1	0	3	—	
公害等調整委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	—	
法務省	31	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	4	—	
外務省	81	3	4	7	4	24	5	0	7	1	5	1	20	—	
財務省	31	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
文部科学省	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	—	
厚生労働省	629	3	1	1	0	23	577	8	1	0	0	0	15	—	
農林水産省	364	1	0	0	0	84	0	0	1	0	0	0	0	278	
経済産業省	93	1	0	0	2	74	1	0	1	0	0	0	14	—	
国土交通省	899	1	5	2	0	112	1	0	0	1	2	369	139	267	
環境省	35	0	0	0	0	0	0	8	22	0	0	0	5	—	
原子力規制委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	—	
防衛省	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	—	
計	2,432	9	11	42	27	506	598	69	32	2	8	373	210	545	

(注) 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成26年度に評価書が公表されたものである。
 なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成27年度予算の成立が27年4月9日になったことから、27年4月の欄に計上している。

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表6のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは208件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表7のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの235件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの60件などとなっており、反映の事例は、表8のとおりである。
また、評価結果を予算概算要求に反映したものは250件、事前分析表に反映したものは93件となっている。
- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表9のとおり、2行政機関の6公共事業等であり、総事業費は合計460億円、残事業費は合計412億円となっている。
なお、法が施行された平成14年度から26年度までの13年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表10のとおり、合計308事業、総事業費の合計は約5.3兆円となっている。

(表 6、表 7、表 8、表 9、表 10)

表6 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等 を含む。)を 対象	研究開発 課題を対 象	租税特別 措置等を 対象	規制を 対象	政府開発 援助を対 象	一般分野 の政策を 対象	計
評価実施件数	348	155	138	109	63	54	867
政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数)	348	155	138	109	63	54	867
評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等	348	155	138	109	63	54	867
予算概算要求 への反映件数	27	116	0	0	24	41	208

(注) 平成 25 年度に評価結果が公表され、「平成 25 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、26 年度に更に政策への反映を行った件数は 51 件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成 27 年度機構・定員要求に反映したものは 3 件（機構要求 1 件、定員要求 3 件）である。

表7 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助を対象）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等を対象）	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象				
	目標管理型の政策評価	左記以外	租税特別措置等を対象				
評価実施件数	296	23	1	7	560	678	1,565
政策評価の結果の政策への反映状況（件数）	296	23	1	7	560		
これまでの取組を引き続き推進	235	23	1	7	533		
評価対象政策の改善・見直しを実施	60	0	0	0	21		
評価対象政策の重点化等	44	0	0	0	7		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	6		
その他	1	0	0	0	0		
予算概算要求への反映件数	250	8	0	0	44		
事前分析表への反映件数	93						

（注）1 政策評価の結果、平成27年度機構・定員要求に反映したものは87件（機構要求35件、定員要求83件）である。

2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。

表 8 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
<p>目標 1－2 国内における温室効果ガスの排出抑制 〔環境省〕</p>	<p>【課題解決のため必要な予算要求を行ったもの】</p> <p>新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組が推進されるようにしていくことが必要との評価結果を踏まえ、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等を活用した個別商品の開発や販売促進に要する経費を間接的に補助する環境貢献型商品開発・販売促進支援事業に必要な予算を新規に要求する一方、継続経費のカーボン・オフセット（自らの温室効果ガス排出量のうち、削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせすることをいう）制度の運営及び推進事業等については削減を図り、予算の減額要求を行った。</p>

（参考）政策評価結果を踏まえた事前分析表への反映の事例

政策名	評価結果を踏まえた事前分析表への反映状況
<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整 〔消費者庁〕</p>	<p>【達成手段及び測定指標を修正したもの】</p> <p>政策評価において、インターネット取引に関する取組が消費者被害拡大の抑止に効果的とされたこと及び消費環境の情報化・国際化に伴う新たな被害抑止のため、事前分析表の達成手段及び測定指標を以下のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成手段として新規にインターネット上の消費者トラブル抑制のための注意喚起を追加 ・ 測定指標を、インターネット取引を念頭に置いたものへと具体化（「インターネット取引に関する消費者問題に係る消費者の安全・安心の確保に向けた施策の実施」に改定）

表9 平成26年度に休止又は中止することとした公共事業

(単位：百万円)

公共事業名	個別事業名（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
厚生労働省5事業（総事業費計45,976百万円）				
簡易水道等施設整備事業	水道未普及地域解消事業 （北海道東川町）	中止	1,724	958
	簡易水道再編推進事業 （秋田県横手市）	中止	1,893	762
	簡易水道再編推進事業 （山形県真室川町）	中止	2,459	871
水道水源開発等施設整備事業	長崎県南部特定広域化施設整備事業 （長崎県）	中止	37,932	36,978
	増田川ダム （群馬県安中市）	休止	1,968	1,678
国土交通省1事業				
ダム事業	利根川上流ダム群再編事業（注） （群馬県、埼玉県）	中止	—	—
合計	6事業	—	45,976	41,247

(注) 利根川上流ダム群再編事業は、利根川上流の既設6ダムを対象に、ダムの嵩上げ、容量振替、洪水調節方式の変更により、治水機能の増強を図るものであるが、実施計画調査段階であり、本事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費等については未定である。

表 10 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
合計	11 (1,402)	38 (5,543)	50 (1,230)	14 (4,273)	195 (40,443)	308 (52,890)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに 1 億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄 (右欄) に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 308 事業のうち 1 事業について、事業全体の一部 (整備計画区間から既成区間を除いた区間) が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。また、1 事業は事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費については未定であるため、総事業費は計上していない。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成26年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性及び厳格性の達成水準等について審査等を実施
- 平成26年度から28年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ
 - ・ クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進に関する政策評価
 - ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価
 - ・ 農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する政策評価
- 平成25年度から引き続き実施する評価のテーマ
 - ・ 消費者取引に関する政策評価
 - ・ 食育の推進に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成27年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、27年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成26年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について2テーマを実施した。

このうち「消費者取引に関する政策評価」については平成26年4月18日に評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。また、1テーマ

の「食育の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、上述の「消費者取引に関する政策評価」及び平成25年度に評価の結果を取りまとめた「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表11のとおりである。

表11 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価(平成26年4月18日勧告、公表) 	<p>(評価の結果及び勧告の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が講じてきた各種の消費者取引の適正化に関する取組により、取引に関する相談件数については、平成16年度の約181万件から24年度には約72万件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令改正についても、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、都道府県等に対する実地調査、消費生活相談員に対する意識等調査等により一定の効果が発現していると評価した。 このようなことから、総体として一定の効果が発現していると評価している。 ○ 一方で、政府全体としての目指すべき目標や施策体系が不明確であり、個々の施策の実施段階において生じている課題もみられたことから、改善方を勧告した。
評価を実施中の1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策評価 	
反映状況が報告された2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(平成25年6月25日勧告、公表) 	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策・事業に関する点検・評価機能を充実するため、数値目標に対応する国の主な施策・事業を明確化し、評価部会において報告するとともに、評価部会では目標数値に向けて各指標の改善を図るための対応策を検討し、その内容を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2014」に取りまとめた。 ○ 指標の設定等については、数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、「フリーター数」等の指標の進捗状況を把握・分析する際に、「若年層の不本意非正規の割合」等の関連する指標について、併せて分析を行った。 ○ 国の施策・事業の効果的な取組の推進については、放課後児童クラブに関しては、都道府県等に対し、市町村の担当部局と教育委員会との連携による余裕教室の活用を促す通知を发出するとともに、パンフレットを配布し推奨事例の情報提供を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価(平成26年4月18日勧告、公表) 	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画において、消費者政策の推進により「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設

		<p>け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど、各施策の体系化・構造化を図った。</p> <p>また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にK P I（重要業績評価指標）を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O - N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを示し、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った。 ○ 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、「消費者事故等」の要件の解説をより詳細に記載するなど、通知すべき事項の一層の明確化を図り、関係府省庁及び都道府県等に対して的確な運用が行われるよう要請した。
--	--	--

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 26 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 12 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表12 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成26年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が平成 27 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、税制改正要望時に送付を受けた 11 行政機関に係る 144 件であり、平成 26 年 10 月 28 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の過程において、133 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、33 件の評価について課題が解消された。 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の評価から、過去の適用数等の実績把握に当たって、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが可能となったところであるが、一部の評価書では、適用数等の過去の実績が適切に把握されていない。 ・ 不特定多数の適用を想定しながら、上位 10 社の適用額合計が 8 割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。 ・ 租税特別措置等の適用件数の実績が極端に少なく（各年度 3 件以下）、その直接的な効果についての説明が不十分である。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、11 行政機関に係る 119 件であり、平成 26 年 6 月 25 日に 34 件、7 月 18 日に 25 件、12 月 16 日に 60 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の過程において、66 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、全ての評価について課題が解消された。 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。 ・ 費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

平成26年度における点検活動の実施状況

【公共事業に係る政策評価の点検】

- 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。
- 対象とした政策評価は、3行政機関に係る15事業区分58件であり、点検結果を平成27年4月27日に関係行政機関に通知し、公表。
- 6事業区分18件の評価について、個別の指摘を行った。また、7事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を行った。
- 指摘した主な内容は、次のとおり。
 - <個別の評価書に係る指摘>
 - ・ 便益の算定に当たって、誤った数値や算定方法を用いている。
 - <事業区分ごとに共通する指摘>
 - ・ 現在、用いられている便益の算定方法について疑義があり、見直しを検討する等の必要がある。
- なお、平成25年度の点検対象のうち4事業区分19件については、点検結果を26年12月25日に関係行政機関に通知し、公表。(2事業区分3件の評価について、個別の指摘を、また、4事業区分については、事業区分に共通する指摘を行った。)

【目標管理型の政策評価の点検】

- 各行政機関が行った目標管理型の政策評価を対象に点検を実施。
- 対象とした政策評価は、17行政機関に係る296件であり、点検結果を平成27年3月27日に関係行政機関に通知し、公表。
- 平成26年度はガイドラインに基づく取組の初年度であることを踏まえ、各行政機関における取組についての概観を得るため、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検。
- 標準化について、評価を実施した全ての行政機関が、行政機関共通の5区分により目標達成度合いを明示。重点化について、約4割(17行政機関中7行政機関)の行政機関が評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価を実施。
- 点検状況を踏まえ、今後の政策評価の実施に当たってガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、今般みられた目標管理型の政策評価に係る共通的な課題を各行政機関に共有。共通的な課題の例は次のとおり。
 - ・ 目標達成度合いに係る要因等の分析
 - ・ 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析
 - ・ 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保